

さくらい 市議会だより

定例会概要.....4
 議案議決結果.....5
 議案議決結果・常任特別委員会.....6
 代表質問.....7
 一般質問.....8～9
 特集.....10

写真 「満開の桜」 芝運動公園
 題字 桜井高校書芸コース 2年 吉岡彩芭 さん

12月定例会報告

令和6年12月定例会は、12月4日(水)～23日(金)までの20日間の会期で開かれ、令和6年度桜井市一般会計補正予算、令和6年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算、令和6年度介護保険特別会計補正予算、条例の一部改正等を中心に審議を行いました。

12月定例会

◇報告案件.....2件
 ◇令和6年度一般会計補正予算.....1件

◇令和6年度国民健康保険特別会計補正予算.....1件
 ◇令和6年度介護保険特別会計補正予算.....1件
 ◇条例の一部改正.....4件
 ◇公の施設の指定管理者の指定.....1件
 ◇財産の取得.....1件
 ◇規約の変更.....1件
 ◇訴えの提起.....1件
 ◇奈良県広域水道企業団議会議員選挙.....1件

行政視察の報告

文教厚生委員会

- ▶期間 令和6年10月9日(水)～10日(木)
- ▶目的 社会教育施設と部活動地域移行に関する施策検討のための調査(石川県かほく市)



産業建設委員会

- ▶期間 令和6年11月14日(水)～15日(木)
- ▶目的 出雲市で取り組まれている縁結びデジタルプロモーション事業とその情報発信方法に関する調査(島根県出雲市)



12月定例会 主な議案議決結果

議案番号 (付記委員会)	件名	概要	議決結果
報第19号	専決処分の報告、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	損害賠償額 8万6,163円 市内で発生した物損事故による車両の破損	承認
報第20号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和6年度桜井市一般会計補正予算（第4号））	補正額 3,395万円 衆議院議員選挙費で令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙等所要額	承認
議案第52号	令和6年度桜井市一般会計補正予算（第5号）	補正額 7億1,318万3,000円 総務費一般管理費で令和5年度決算剰余金の財政調整基金への積立金等	可決
議案第53号 (総務委員会)	令和6年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	補正額 1億3,523万7,000円 一般被保険者高額療養費で、高額療養費の増加にかかる追加所要額等	可決
議案第54号	令和6年度桜井市介護保険特別会計補正予算（第2号）	補正額 22万2,000円 保健福祉事業費で、家族介護支援事業費にかかる追加所要額	可決
議案第55号	桜井市行政組織条例の一部改正について	令和7年4月1日から本市の水道事業を奈良県広域水道企業団へ事業統合することに伴い、上下水道部を廃止し、下水道課を都市建設部に移管するための所要の改正	可決
議案第56号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	本市の督促手数料について、令和7年度以降分から廃止するための所要の改正	可決
議案第57号	桜井市税条例の一部改正について	「所得税法」及び「私立学校法」の一部改正により、所要の改正	可決
議案第58号 (文教厚生委員会)	桜井市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	「介護保険法施行規則」の一部改正による、所要の改正	可決
議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について	指定管理者の指定の期間が満了することに伴い、下記の施設について指定管理者の指定を行う。 ①桜井市立図書館：株式会社図書館流通センター ②芝運動公園総合体育館他：公益財団法人桜井市体育協会 ③桜井市東老人憩の家：労働者協同組合労協センター事業団 ④桜井市西老人憩の家：桜井福祉のまちづくり委員会 ⑤桜井市北老人憩の家：豊田老人倶楽部洗心会 ⑥桜井市総合福祉センター：社会福祉法人桜井市社会福祉協議会 ⑦城島学童保育所：社会福祉法人飛鳥学院 ⑧安倍学童保育所： // ⑨桜井西学童保育所： // ⑩桜井南学童保育所： // ⑪三輪学童保育所： // ⑫大福学童保育所： // ⑬初瀬学童保育所： // ⑭織田学童保育所： // ⑮纏向学童保育所： // ⑯朝倉学童保育所： // ⑰桜井学童保育所： //	可決
議案第60号	財産の取得について	公用中型バス 1台	可決
議案第61号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について	令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散されることに伴い、当該事務組合の規約を変更する	可決
議案第62号	訴えの提起について	市営住宅の滞納家賃、家賃相当損害金の納入及び住宅明け渡しを求める訴えの提起	可決

議案番号 (付記委員会)	件名	概要	議決結果
選第6号	奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について	奈良県広域水道企業団規約第5条の規定に基づく選挙	当选

【議案第58号】各議員の賛否（賛成…○、反対…×）※岡田議長は表決に加わっておりません。

議員	鍛治 結花	久保田裕一	島岡 誠	杉山 歳和	山岡 康了	工藤敏太郎	小西 誠次	大園 光昭	井戸 良美	大西 巨	阪口 豊	西 忠吉	岡田 光司	土家 靖起	東 俊克	札辻 輝巳
議案第58号	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○

総務委員会

(付託案件1件)

令和6年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 抜粋

◆主な質疑応答◆

問 一般被保険者医療給付費分、1億263万8,000円とあるが、これは国民健康保険の特別会計への保険基盤安定等繰出金の追加所要額ということか。

答 一般被保険者医療給付費分の1億263万8,000円については、財政安定化支援事業として一般会計から保険基盤安定等繰出金として、国民健康保険特別会計へ繰り出し、医療給付費分として全額県に納付する。この財政安定化支援事業は、国保財政の健全化や保険税負担の平準化を目的として交付されているが、最終的には保険給付の財源の一部になる。

問 国保加入者は年金生活者や非正規労働者などの方も多く加入しているが、経済基盤の弱い人が安心して医療を受けられるためにも、国保負担の増額を行い、安定した国保財政

にすることが求められると思うがどうか。

答 国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げについては、令和6年度の税制改正で、5割軽減と2割軽減について引き上げが行われた。厚生労働省では、令和7年度の税制改正においても、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うよう財務省に要望しており、今後の国の動向を注視し適切に対応していきたいと考えている。

文教厚生委員会

(付託案件1件)

桜井市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について 抜粋

◆主な質疑応答◆

問 この改正が将来実際に適用された場合、業務の質やサービスの質は維持できるのか。また、包括支援センターの担い手不足の課題は、求められる仕事に見合っていない処遇の低さがあると考えるがどうか。

答 本改正内容は、地域包括支援センター運営協議会において、支援の質の低下を招くことなく効果的な運営に資すると認められ、必要だと判断された場合に限り適用が可能となる。

問 担い手や人員確保を行うためにも、処遇改善に係る補助金の拡充などを国に求め、職種の機能強化に努める必要があると思うがどうか。

答 桜井市では、今のところ該当はないものの、地域包括支援センターは大変業務が多忙になっており、他市等では離職される方も多いと聞いている。今後は、処遇改善等も重要であると考えている。国や県を通じて要望してまいりたい。

※各委員会の詳細は、桜井市議会ホームページをご参照ください。
議会事務局(市役所4階・☎42・9132)で閲覧も可能です。



代表質問「公明党」
DX 推進状況について



大園 光昭 議員

問 国は令和7年度までに自治体情報の標準準拠システムへの円滑な移行を目指しており、計画無くして国の予算は獲得出来ない。また、市民によって保有情報端末が異なり、その事も施策推進上、考慮が必要である。今後、市民からの申請について、「行かなくてもいい申請システム」、「書かなくてもいい窓口」等いつまでに具現化していくのか、また、職員研修は階層別で行うべきかどうか。デジタルデバインドについても対応が必要であり、市のDX進捗状況はどうか訊く。

答 満足度の高いサービスを提供するため、自治体DXを推進することを市民の皆さんにお約束をさせていただいている。今後も自治体として生き残りをかけ、職員一丸となって、国の要請に適切に対応しながら、市民の利便性を高め、かつ職員の事務効率化を図ってまいりたい。

【その他の質問項目】 ● GIGA スクール端末の更新について



代表質問「新政自民クラブ」
指定地域共同活動団体
制度について



東 俊克 議員

問 地方自治法が改正され、新たに指定地域共同活動団体制度の創出が規定された。この制度は、これまで自治体が担ってきた公共サービスをコミュニティ組織やNPO企業といった地域の特定の団体に委ねていくというもので、地域の課題を共有し連携しながらサービスの提供や課題解決に取り組むというものだが、協働によるまちづくりを目指している桜井市は、この制度をどう受け止めているのか訊ねる。

答 本制度の導入には指定地域共同活動団体の指定の要件等を条例で定める必要がある。その要件は地域の多様な主体との連携等により、効率的・効果的に活動を行う民主的で透明性の高い運営など、一定の考えが示されているが具体的な内容については各市町村の判断に委ねられている。今後は、この制度に関する国などからの情報に注視し調査研究を行ってまいりたい。

【その他の質問項目】 ● マイナ保険証について



代表質問「桜井黎明の会」
市民の健康増進について



西 忠吉 議員

問 第三次健康さくらい21計画では、第二次計画の検証で新たな健康課題を踏まえたところがあるが、どのような課題があったのか。また、特にどこに重点を置くべきかと考えているのか。

答 新たな健康課題については、生活習慣病の改善として歯と口腔の健康、生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組としてがん検診の2つの施策を考えている。歯と口腔の健康は来年度より歯周病検診を充実させ、20～39歳の市民が年1回無料で検診を受けることができる取組を実施していきたい。がん検診については早期発見早期治療に関する周知啓発を強化していくとともに、令和5年度より特定健診受診料の引下げやインターネット予約システム導入等を実施した。来年度は検診の実施方法を見直し、保健福祉センター「陽だまり」での集団健診を強化していきたい。

【その他の質問項目】 ● 働き方改革への取組について



代表質問「青垣まほろばの会」
桜井市の小・中学校の
教育環境について



杉山 歳和 議員

問 今現在、桜井市の小・中学校で使用できない状況にある施設があるのか。修繕の予定はあるのか。また、市内小・中学校の体育館や特別教室への冷暖房の導入予定はいつ頃なのか。優先的に取り組んでもらうことはできないのか訊ねる。

答 現在、使用を停止している施設は、老朽化による機器の故障及び施設の損傷等により、桜井東中学校のプール及び旧体育館の2施設がある。桜井東中学校は小・中学校適正化の前期実施計画に含まれており、当該事業の取組の中で方向性、方針を決めていきたい。特別教室や体育館への冷暖房設備の導入について、特別教室に関しては、令和2年度に全ての学校の音楽室へ、令和3年度からは、引き続き理科室などの他の特別教室への設置を順次進めている。また、学校体育館への設置についても国の交付金等を積極的に活用しながら早期設置に向け取組を進めてまいりたい。



一般質問
有機フッ素化合物
(PFAS) 対策について



鍛治 結花 議員

問 PFAS が全国各地で検出されていることが報道されているが、本市では寺川の立石橋で1リットル当たり490ナノグラムが検出されており、市民から不安の声をお聞きする。本市としても奈良県へ働きかけて調査を行うこと、また発生源の究明を行うことが必要と考えるがどうか。

答 奈良県が行っている寺川の立石橋での水質検査で、国の暫定指針値である1リットル当たり50ナノグラムを超えて検出されている。本市としては、環境部から県の担当課に検査結果への懸念を伝え、情報の共有を行い、水質汚濁防止法に則って県が行う水質検査の回数や検査箇所を増やすことなどを働きかけているところである。今後も情報の収集に努め、県と連携して取り組んでまいりたい。

【その他の質問項目】 ●保育環境の充実について ●鳥獣被害や持続可能な農業対策について



一般質問
①食育と教育について
②今後の桜井市の取り組みについて



小西 誠次 議員

問 ①地域の食文化を次世代につなぎ、豊かで健康的な食生活を実現するための本市の計画を訊ねる。②市長の公約である日本一住みたいまち桜井市の定義を訊ねる。

答 ①伝統的な食文化の継承について、保育所では行事に合わせて行事食を提供し、その由来や文化を家族で話し合える機会としている。小学校では、伝統的な食文化の和食を通して食事の役割を考える機会を設け、中学校では、郷土料理や年中行事の際の行事食について学習している。また、学校給食に三輪にゅうめんなどを取り入れ、食文化の継承につながる食育を推進している。②桜井市が持つ歴史的・地理的な背景を生かし、桜井市を中南和地域の歴史・文化・観光のハブシティとして現代風に甦らせたい。あわせて、子どもからお年寄りまでみんなが安全安心なまち、教育・文化・スポーツが充実したまちの実現を目指している。



一般質問
①物価高騰による桜井市の考えと施策について
②桜井市内の子育て支援について



久保田 裕一 議員

問 ①現在の物価高騰で日々生活をしていくのは非常に厳しいという声を聞く。このような状況を市として把握しているのか。また、市としてはどのように考え、そして、施策を実施する考えはないのか。②現在の桜井市内の子育て支援の現状及び桜井市独自の施策はあるのか。

答 ①市としても、物価高騰によって市民生活に大きな影響が出ていると認識している。物価高騰という全国的な課題について、国が示す方針に沿って、国からの補助を活用しながら、対応していくのが肝要であると考えている。②これまで、「陽だまり」を拠点に、妊娠期から特に子育ての不安や負担を抱えやすい未就学児を中心とした子育て期までの切れ目のない支援を掲げ、ソフト面の子育て支援の充実に取り組んできた。今後は、これまで続けてきた子育て支援をしっかりと継続しながら、限られた財源の中で、経済的支援にも取組を広げるなど有効な施策を検討してまいりたい。



一般質問
視覚障害者の同行援護について



山岡 康了 議員

問 市長の公約の中に、子どもからお年寄りまでみんなが安全安心なまちにとあるが、視覚障がい者の方々はどのように位置づけているのか。以前、市外で踏切での人身事故があったが、市からも県と調整し、踏切道に点字ブロックを設置し、視覚障がい者の外出を安心できるようにしていただきたいと考えるがどうか。

答 子どもからお年寄りまでみんなという中には、視覚障がいを持つ方々のことも当然含めて考えている。障がい者の方や高齢者の方が移動を円滑に行えるよう、誰もが安心して移動できるまちの実現を目指したい。視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、その他必要とされるハード・ソフト対策について、障害者団体や鉄道事業者等と意見交換し、検討してまいりたい。



一般質問
離婚後の共同親権と親子
(面会)交流等、子ども目
線での支援について



大西 亘 議員

問 民法等の一部改正により、父親、母親双方が離婚後も親権を持つ共同親権を可能とする新制度が2026年までに始まる見通しとなった。共同親権の導入については、家庭や子育てのあり方の多様化が進む中で進めていくべき課題であるが、優先すべきは子どもの利益であり共同親権の原則に基づいた対応が必要である。市の考えを訊ねる。

答 両親の離婚に直面する子どもの利益を確保するためには、父母が可能な限り離婚後も適切な形で養育に関わりその責任を果たすことが重要である。今般、法律改正により、両親が離婚する場合の子どもの親権について、子どもの利益を害する場合を除いて共同親権を指定できるようになり、離婚後も離れて暮らす親が子どもとつながりを保ちやすくなることが期待できる。国の動向を注視するとともに、こどもの利益が確保されるよう取り組みを進めていく必要があると考える。



一般質問
上水道事業の経営状況
と水環境について



工藤 敏太郎 議員

問 今年度が桜井市水道事業として最終年度となるが、現在の経営状況や内容をどのように分析されているか。水道事業においては水道管の老朽箇所更新以外にも漏水対策が必要である。安心安全のための、また将来の水道料金の上昇を抑えるためにも老朽化水道管の更新や有収率の向上は必要と考えるが、市長は、企業団の理事者、経営者としてどのような経営参加意欲をお持ちか。

答 本市の水道事業は、人口減少や節水器具の普及などにより、水道料金収入の約1%に相当する1,000万円程度の減少が毎年続いており、今後もその傾向は変わらないと予測している。また、有収率の向上は、損失となる水道水を少なくすることで経費の削減につながり、災害に強い水道の構築にも寄与するものである。企業団経営側の一員として、老朽管の更新による有収率向上の重要性や、意見を発信してまいりたい。

議会の傍聴は簡単です！

議会開催日当日に、4階の議会フロアの議場南側に設置している傍聴受付台の受付簿に必要事項を記載し入室することで、簡単に傍聴できます。



傍聴受付台▲

以下の行為は禁止されています。

- 飲食・喫煙・撮影・録音行為
- 私語・談笑などの議事の妨害になるような行為
- その他、市議会傍聴規則の規定を遵守しない行為



傍聴席から見た議場▲

本会議・委員会の様子は、本庁舎1階のモニターでライブ配信も行っています。

※現在、議会では議会の傍聴がさらにしやすくなるよう、規定の見直しに取り組んでいます。



一般質問
①安全安心なまちづくり・
防犯対策について
②地方創生について



土家 靖起 議員

問 ①桜井市における防犯対策についての市長の考えを訊ねる。②石破首相の下、内閣には「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置された。市長は、今後の地方創生とはどのようなものになると認識しているか。

答 ①防犯対策は市の優先課題の一つであり、本市では、警察署をはじめとする関係団体で構成された桜井市防犯協議会が中心となって活動を進めており、近年多発する特殊詐欺被害をテーマとした自治会や老人会など防犯教室等を実施している。②地方こそ成長の主役であるとの考えが示される中、新しい地方経済・生活環境創生交付金の有効的な活用方法などを絶好のチャンスと捉え、現在の本市の実情に鑑み、交付金の内容を精査した上で、有効な施策を検討していきたい。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止*の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※選挙への立候補・選挙での投票・選挙運動への参加等が禁止されること。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります)。

●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象から除外されています。

対象からは除かれています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。●政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

るものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

<p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p> 	<p>地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入</p> 	<p>お祭りへの寄附・差入</p> 
<p>町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入</p> 	<p>みんなで徹底しよう 三ない運動</p> <p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p> <p>これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。</p>	<p>落成式・開店祝等の花輪</p> 
<p>病気見舞</p> 	<p>お歳暮・お年賀</p> 	<p>秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典</p> 
<p>入学祝・卒業祝</p> 	<p>葬儀の花輪・供花</p> 	

出典：「総務省」平成 26 年 12 月号